

# 令和4年11月県議会定例会議案一覧

## 第1号 令和4年度香川県一般会計補正予算議案

- 歳入歳出予算 別表1のとおり
- 繰越明許費 別表2のとおり
- 債務負担行為 別表3のとおり
- 地方債の補正

	既 定		補 正 後	補 正 額
限度額	36,364,000 千円	→	39,371,000 千円	3,007,000 千円

## 第2号 令和4年度香川県立病院事業会計補正予算議案

- 歳入歳出予算 別表1のとおり

### 第3号 香川県個人情報保護条例議案

- 個人情報の保護に関する法律が一部改正され、個人情報保護に関する全国的な共通ルールが定められたことに伴い、条例において重複する規定を削除するなど全部改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 個人情報の取扱いや保有個人情報の開示・訂正・利用停止、香川県個人情報保護審議会等に関する規定の改廃を行う。
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用等に係る手数料の額及び納付方法を定める。
- ・ 関係条例について、必要な規定の整備や引用条項を改める。

- 施行期日 令和5年4月1日

### 第4号 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

- 旅券法の一部改正に伴い、一般旅券の発給を申請した者が受領せず失効した場合の5年以内の再申請に係る手数料が創設されたこと、旅券の査証欄を追加する増補制度が廃止され、同じ残存有効期間の旅券を発行できるようになったことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

(主なもの)

- ・ 新規

種 別	単 位 ・ 金 額
未交付失効後5年以内の一般旅券発給申請手数料	1件につき 4,000円
一般旅券(残存有効期間同一旅券に限る)発給申請手数料	1件につき 2,000円

・廃止

種 別	単 位 ・ 金 額
一般旅券査証欄増補申請手数料	1 件につき 500円

- 施行期日 令和5年3月27日

#### 第5号 香川県立自然公園条例の一部を改正する条例議案

- 自然公園法の一部改正を踏まえ、県立自然公園における自然体験活動を促進するため、市町や事業者等から成る協議会を設け、計画を作成し知事の認定を受けた場合に、計画に記載された事業の実施に必要な許可等を不要とするとともに、野生動物への餌付け等を禁止行為に追加する等の改正を行うもの。
- 施行期日 令和5年4月1日

第6号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例議案

- 地方公務員法の一部改正等を踏まえ、国家公務員との均衡を考慮して、職員の定年を引き上げるほか、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

① 職員の定年等に関する条例

- ・ 職員の定年年齢を現行60歳から65歳に段階的に引き上げる。
- ・ 役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する。

② 職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例

- ・ 当分の間、職員の給料月額について、60歳に達した日の翌年度以後、当該職員の職務の級及び号給に応じた額の7割水準とする。

③ 香川県職員退職手当条例

- ・ 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当については、当分の間、退職事由を定年退職として算定する。
- ・ 60歳に達した日以後における退職手当については、当分の間、7割水準前の給料月額で算定できるよう、特例を適用する。

④ 香川県職員定数条例、香川県警察職員定数条例

- ・ 定年年齢を段階的に引き上げる経過期間については、一時的な調整のための定員を措置する。

⑤ 職員の再任用に関する条例

- ・ 再任用制度が廃止されることに伴い、本条例を廃止する。

- 施行期日 令和5年4月1日、公布の日

第7号 香川県職員退職手当条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

○ 内閣総理大臣通知により国の非常勤職員の退職手当の取扱いが改められたこと等を踏まえ、会計年度任用職員の退職手当について、国家公務員との均衡を考慮して、勤務日数の要件の緩和等を行うもの。

○ 施行期日 令和5年1月1日

第8号 高松空港県営駐車場の指定管理者の指定について

○ 地方自治法第244条の2第3項及び香川県駐車場条例第3条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
高松空港県営駐車場	高松空港株式会社	高松市香南町岡 1312 番地 7	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

第9号 香川県総合運動公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県都市公園条例第14条の2第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県総合運動公園	いくしまスポーツチャレンジ共同体	高松市古新町9番地1	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

第10号 香川県立総合水泳プールの指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県スポーツ施設条例第6条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県立総合水泳プール	シンコースポーツ・四電ビジネスグループ	高松市寿町一丁目1番12号	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

第11号 当せん金付証票の発売について

- 令和5年度において香川県が発売する全国自治宝くじ及び西日本宝くじの発売限度額を定めるもの。
- 発売限度額 83億円

第12号 損害賠償の額の決定について

- 平成29年5月に県立中央病院で発生した医療事故の和解により、労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付を行った香川労働局からの求償に伴うもの。
- 相手方 香川労働局
- 損害賠償額 11,018,889円